

小金井市学童保育所業務委託評価報告書

平成28年7月

小金井市学童保育所運営検討委員会

目 次

1	はじめに	・ ・ 1
2	評価の目的	・ ・ 2
3	評価の基準及び方法	・ ・ 2
	(1) 評価の基準	・ ・ 2
	(2) 評価の方法	・ ・ 2
4	運營業務委託の成果の評価	・ ・ 3
	(1) 学童保育所運營業務委託保育内容評価シート	・ ・ 3
	(2) 学童保育所利用者アンケート集計結果について	・ ・ 4
	(3) サービスの拡充	・ ・ 5
	(4) 委託業務事業実績報告書	・ ・ 6
	(5) 民間委託に伴う財政効果	・ ・ 7
	(6) 運營業務委託の進め方に関する検証	・ ・ 8
5	まとめ（総合的評価）	・ ・ 1 1
6	改善策（再発防止策等）について	・ ・ 1 2
	《資料》	
1	保育内容の評価（民間委託学童保育所）	・ ・ 1 4
2	平成 2 7 年度小金井市学童保育所利用者アンケート【集計】	・ ・ 1 7
3	平成 2 6 年度及び 2 7 年度の人件費の比較に伴う財政効果	・ ・ 2 3
4	平成 2 7 年度の委託と直営との比較に伴う財政効果	・ ・ 2 4
5	業務委託実施までのスケジュール	・ ・ 2 5
6	小金井市学童保育所運営検討委員会設置要綱	・ ・ 2 6

1 はじめに

市は、小金井市第3次行財政改革大綱（平成22年5月策定）にも位置づけられているとおり、限られた財源の中で学童保育の向上を図っていくため、学童保育業務の総合的な見直しを図り、平成27年4月より市内9学童保育所のうち、あかね学童保育所、さわらび学童保育所、まえはら学童保育所及びみどり学童保育所の4学童保育所を業務委託すると同時に、併せて、市内9学童保育所において、保育時間の延長、障がいのある児童の入所対応及び子育てひろばの拡充（みなみ学童保育所：平成28年度より）など、サービス拡充を目的としてスタートした。

本業務委託については、公募型プロポーザル方式によって事業者を選定し、原則として5年間を同一事業者で委託することとした。4学童保育所の内3所では平成28年度も引き続き委託することとなったが、1所については委託開始早々に施設長の退職、交流を図る目的で登録のない児童の立ち入り、事業者職員の労働環境に関する保護者からの不安の声等もあり、また、昨年11月には平成28年度以降の受託に関して、「事業者の都合により辞退したい」旨の申し出があり、市はこれを受け止めざるをえない状況となった。

市は引き続き民間事業者による業務委託での運営を予定し、1月22日開催の平成28年第1回市議会臨時会において関係議案を提出したが、結果として、2月2日に議案を撤回することとなった。

この結果から、平成28年度の同学童保育所の運営について、業務委託での運営は困難と判断し、市の直営で運営することとし、直営所6所・委託所3所の体制となった。

こうした経過も踏まえ、学童保育所の運営について総合的に検討するため、平成28年4月に小金井市学童保育所運営検討委員会を設置し、その中で、

- ① 学童保育業務委託及びサービスの拡充が期待される効果を上げたかを検証・評価し、
- ② 今回の業務委託等における課題及び改善すべき点を整理することとした。

本報告書は、その結果をまとめたものである。

2 評価の目的

学童保育業務委託の状況について検証・評価し、今後の業務委託における課題及び改善すべき点を整理し、学童保育所の運営等の改善を図ることとする。

具体的には、本委託事業が市の基準（学童保育所運営業務委託仕様書）に基づき運営され、また、委託事業の目的に達しているかを検証すると共に併せてサービス拡充についても、検証・評価を行い、今後の課題と改善策（再発防止策等）を整理する。

3 評価の基準及び方法

(1) 評価の基準

ア 受託事業者について、学童保育所運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、職員を雇用・配置し、児童の健全な保育に当たっているか検証・評価する。

イ 受託事業者について、仕様書を順守し、学童保育の事業運営に当たっているか、また、安全な施設管理に努めているか検証・評価する。

ウ 受託事業者について、仕様書を順守し、関係機関等と連携を図っているか検証・評価する。

(2) 評価の方法

以下5項目などを用いて、総合的・多角的に検証し、評価する。

ア 保育内容の実地検査

平成27年11月に4委託学童保育所を市の指導員2人一組により、「保育準備」・「集団保育中」・「集団降所後」・「その他」に分類し、全47項目を評価項目として設定し、実地検査を行った。

各項目について「良好」・「概ね良好」・「やや不備」・「不備」の4段階評価とし、この結果について、検証し、評価を行う。

イ 利用者アンケート

平成27年9月に市内9学童保育所（運営形態問わず）の利用者全員にアンケート用紙を配布し、アンケート調査を行った。

この結果について、検証し、評価を行う。

対象児童数	回答数	回答率
842人	584人	69.4%

- ウ サービスの拡充
保育時間の延長・障がいのある児童の入所対応・子育てひろばの利用実績等からサービスの拡充の進捗状況を検証し、評価を行う。
- エ 委託業務事業実績報告書
委託業務事業実績報告書から検証し、評価を行う。
- オ 財政効果
平成27年度決算見込みから財政効果を検証し、評価を行う。

4 運營業務委託の成果の評価

- (1) 学童保育所運營業務委託保育内容評価シート
資料1「保育内容の評価（民間委託学童保育所）」を参照

【検証結果】

運営委託している4所では、仕様書に則り、児童福祉法を始め、小
金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準（改訂版）を含む法令
等を遵守して事業を実施することとなっている。

保育内容については、今回の47の調査項目のうち、34項目（72.
3%）で4所全てが、また、「概ね良好」も含めれば40項目（85.
1%）において仕様書どおりの運営がなされている。

なお、「概ね良好」を含め、「やや不備」または「不備」の項目につい
ては、市の指導員の指導の下、改善に向けた協議後、一定の改善がなさ
れたところはあるが、市側の意図が十分伝わらず改善とまで至らない
項目も見受けられた。

引き続き、市の学童保育の質を維持する上でも、年1回は各委託事業
所において本調査を実施し、改善の傾向が見られない場合は、現場指導
員だけでなく市及び事業者の代表者も含めた協議の場を持つこととす
る。

- (2) 学童保育所利用者アンケート集計結果について
資料2「平成27年度小金井市学童保育所利用者アンケート【集計】」を
参照

ア 全般

【検証結果】

利用者アンケートにおいて、総体的に委託事業所の評価が低くなっている。これは、委託初年度のため、致し方ない部分もある。項目によっては、高く評価されている項目もあり、委託事業者の取組についても一定評価できるものである。

よって、概ね順調に運営されていると評価することができる。

イ 時間延長

【検証結果】

夜の時間延長については、全所において約7割前後が、また、朝の保育時間を早めたことについては、約9割前後が、適切であるという結果が示され、満足度が高い状況にある。

ウ 障がいのある児童の入所対応

【検証結果】

特別支援学級・特別支援学校に通う障がいのある児童に対する各学童保育所の定員枠を撤廃し、指導員の追加配置も行われているが、普通学級に通う障がいのある児童に対する指導員の体制に関しては、不安を感じている保護者もあり、今後に向けた課題となる。

エ 大規模化

【検証結果】

保育スペースに関し、調査時に建替えて学校教室を借りての保育であったみなみ学童保育所及び定員を大きく上回っていたほんちょう学童保育所において、不十分であるといった声が顕著に表れている。

みなみ学童保育所は、平成28年4月より建替えが完了したことにより、この不満は解消されると思われる。

引き続き、ほんちょう学童保育所に対する対応、また、他の学童保育所についても、児童数の伸び等を考慮し、市は大規模化対策を着実に進めていくことが今後に向けた課題となる。

(3) サービスの拡充

保育時間の延長・障がいのある児童の入所対応・子育てひろばの利用実績等からサービスの拡充の進捗状況等を検証し、評価を行った。

ア 保育時間の延長

学童保育所の保育時間を、平日は19時まで、学校休業日は8時から19時までとした。

【検証結果】

延長保育の希望は以前より強くあったが、特に18時以降について、実際にどれ位の利用者数あるかについては未知数であった。

18時以降の延長保育申請者数は、平成27年4月段階で122人（年度末は128人）であった。全所の在籍児数（862人）の約14%にあたり、1所当たり13.5人となる。月曜日から金曜日の利用児童数は1所当たり一日平均7.9人であった。

利用者アンケートの結果を見ても、概ね高い評価結果となっており、朝・夕の保育時間の延長が市民ニーズに込えられていることが伺える。

イ 障がいのある児童の入所対応

平成27年度は、25人の障がい児の入所申請があり、全員が希望する学童保育所に入所することができた。

【検証結果】

普通学級在籍児童に対しての職員の加配がなかったことについては、もちろん加配があることは望ましいが、大きな問題も起きず、安定した障がい児保育を送ることができたと思われる。

今後は、普通学級在籍で職員の加配が必要なケースの判断基準とルールの確立が課題である。

また、大規模化の中での障がい児保育の課題や、入所基準・入所できる等級等の課題等も今後の検討課題となる。

ウ 子育てひろばの拡充

平成26年度までは児童館が週に1回、学童施設を利用して子育てひろばを開催していた。ひろば事業の拡充により、平成27年度から学童が週に3回、施設も4か所から5か所（みなみ学童は28年度から）で開催することとなった。

【検証結果】

居場所の提供が主な事業内容ではあるが、おもちゃでの自由遊びの他、各所で読み聞かせ・歌・手遊び・リズム遊び・粘土遊び・水遊びなど工夫し、子育て支援情報の提供なども行った。

学童施設5か所で子育てひろばを開催することにより、今まで遠くの児童館に通われていた方が自宅近くの施設を利用できるようになり、利用者の利便性が図られ、長期休業中の開催がないことを残念がる声も聞かれた。また、学童ひろば開催日には児童館ひろばの利用者が減っていることから、利用者の選択肢が広がったことがわかる。

開催数は5か所で495回開催し、利用者数は子どもと大人の合計で7,568人であった。

なお、ひろば事業と学童業務を両立させ、また、保育打ち合わせ時間等の確保のためには、職員体制の更なる工夫が今後の課題となる。

(4) 委託業務事業実績報告書

委託業務事業実績報告書を検証し、評価を行った。

【検証結果】

委託業務事業実績報告書から児童の健全な保育・事業運営・安全な施設管理・関係機関等と連携を図っていることが確認された。

業務運営委託された学童保育所は、市の学童保育所の水準を維持しつつ、市の学童保育を十分継承している。業務運営委託当初は、保護者の不安や不満の声が市や事業者に寄せられたが、その後、そうしたことは減ってきており、保護者は概ね満足していると思われる。

保育内容に関しては、市の保育内容が継承されているが、今後は、事業者の独自性を発揮した保護者の満足度が高いサービスを提供できる環境の整備が、市に求められる。

運營業務委託により直営の職員から委託事業者へ職員が入れ替わり、また、委託事業者の職員も年度の途中で退職等の入れ替わりがあり、利用者に不安の声もある。これらのことにより、事業者の選定においては、今後も職員配置、人材の確保や育成を重視することが必要である。

(5) 民間委託に伴う財政効果

運營業務委託による市の財政効果について、「平成26年度及び27年度の
人件費の比較」、「平成27年度の委託と直営との比較」を検証し、評価を
実施した。

資料3 「平成26年度及び27年度の人件費の比較に伴う財政効果」、
資料4 「平成27年度の委託と直営との比較に伴う財政効果」を参照

平成26年度及び27年度の人件費の比較に伴う財政効果

(単位：千円)

	人件 費計 a	委託料 b	都 型 補助金 c	延長育 成料金 d	他補 助金 e	歳出－歳入 a+b-c-d-e
26年度	112,750	0	0	0	30,564	82,186
27年度	0	128,815	36,074	2,836	43,580	46,325
増減 (27-26)	△ 112,750	128,815	36,074	2,836	13,016	△ 35,861

平成27年度の委託と直営との比較に伴う財政効果

(単位：千円)

	委託料 (A)	直営で行った 場合の経費 (B)	都型学童クラ ブ補助金 (C)	(B) - (A) + (C)
あかね	※67,888	38,860	13,645	※21,960
みどり	—	30,230	7,113	—
さわらび	30,467	31,660	7,406	8,599
まえはら	30,460	31,660	7,910	9,110
計	128,815	132,410	36,074	39,669

※ みどりと合算額

【検証結果】

今回の検証では26年度と27年度の比較と共に各学童保育所ごとに、運營業務委託料と、市が直営で委託学童保育所と同じサービスを実施した場合の額を比較した。

いずれも市直営よりも民間事業者による運營業務委託の方が経費負担が少なく、財政効果があることがわかった。また、都型学童クラブ補助金を活用することにより、4所総額で約3千5百万円から4千万円の財政効果となるものである。

今後、市は、この財源を大規模化などの学童保育サービスの充実などに活用することが望まれる。

(6) 運營業務委託の進め方に関する検証

今回の運營業務委託について、資料5「業務委託実施までのスケジュール」で進めた。

ア 事業者選定

市では、学童保育事業のサービスを拡充するとともに質の確保や充実を図るためには、その資質を有する事業者の選定が不可欠である。そのため、市では、都内の学童保育所又は保育所の運営又は受託を行ったことがある事業者を選考の対象とし、以下のとおり選定を実施してきた。

a 事業者募集

- 優良な事業者を確保するため、市のホームページ等により広く公募を行った。
- 事業者説明会の開催に当たり、市の民間保育園園長会にて情報提供を行った。

b 選考委員会

- 部内管理職者だけでなく、指導員（4人）を含めた選考委員会を設置した。

c 選定方法

- 事業者の基本方針、運営理念、保育の内容、安全・衛生、職員体制など、多面的かつ詳細な視点から審査を実施した。
- 選定では、第1次審査として、書類審査を実施し、第2次審査では、事業者プレゼンテーションを実施し、選定を行った。

d プレゼンテーション

- 事業者プレゼンテーションにおいては、事業者を匿名とした上で公開した。

【検証結果】

運營業務委託を円滑に遂行するためには、優良な事業者の確保が不可欠である。そのため、市では都内の学童保育所又は保育所の運営又は受託を行ったことがある事業者を選考の対象としたことにより、選定された事業者は概ね円滑な運営が実施されたところである。

また、利用者の要望に添いプレゼンテーションを公開したことは、一定のルールの下、今後も必要と考えられる。

なお、今回の経過から、事業者の選定に当たっては、①都内学童保育所の受託経験の重視、②児童・保護者と今後ともスムーズに委託を進めるために、選定まで必要な期間を確保することが今後に向けた課題となる。

イ 契約

市のプロポーザル方式業者選考に関するガイドラインにより業者を選定し、契約手続き（随意契約）を行い、原則として、5年間は随意契約を予定している。

【検証結果】

仕様書の中で、「市学童保育所では、入所要件を満たしている場合、定員を超えて受け入れることとする。」とあり、また、児童数が100人を超える場合、指導員の加配についても明示されており、児童数の増減により途中から契約金額を変更することは難しいので、学童保育所における全入制を実施していることを事業者によく理解してもらった上での契約が必要である。

しかし、現在、利用者等から委託金額の変更について要望があるので、市の基準や他市の事例等を参考に、人数増（障がい児の入所含む）にインセンティブとする変動分を加える等について対応できるかどうかも含めて、今後に向けた課題となる。

ウ 引継ぎ

運營業務委託に当たっては、本市の学童保育所の意義や特色を十分に理解し業務を行えることと明示している。保護者の不安を取り除くためにも市から事業者への円滑な引継ぎが求められている。

a 引継期間

【検証結果】

運営形態調整委託として引継ぎを約2か月間実施した。

今後は市の指導員及び事業者の負担を考え、観察時間・観察日数等に柔軟な対応を検討することが求められる。

b 引継内容

【検証結果】

事業者は、利用者である児童並びに保護者との信頼関係を構築するためにも、まずは市の保育内容を観察し安定的に継続させることを主眼に置き、引継ぎを行ったところである。法人の理念等に基づく学童保育運営については、保護者との信頼関係の構築後に徐々に発揮することが望まれる。また、市の指導員においても、引継業務によって日常業務を振り返るよい機会となっており、更なる能力向上に寄与するものである。

なお、今回、事務引継は1人に対して行ったが、円滑な事務のために、また、不測の事態もあり得るために、複数人に行うべきとの意見もあり、原則として、引継ぎに対し事業者は複数の職員で対応するなど、今後に向けた課題となる。

エ 委託後のフォロー（三者懇談会、事務連絡会議及び事務打合せ）

委託業務開始後も三者懇談会（保護者・事業者・市指導員）を学期ごとに年3回、事務連絡会議（市内9全学童保育所合同）及び事務打合せ（事業者・市指導員担当主査）を毎月1回行うことにより、情報共有・情報交換を図るものである。

【検証結果】

いずれの会議も事業者が市の指導員を交えて意見交換でき、市と適正な関係を保つ上でも貴重な場であり、今後も引き続き実施していくことが必要である。これら会議以外でも、問題や相談等が事業者からあった場合、市は随時対応をしており、今年度も同様に行っていくこととした。

5 まとめ（総合的評価）

- (1) 学童保育業務の民間委託は、業務全般を通して、市が定めている仕様書により学童保育運営の委託業務が適切に履行され、学童保育の質を低下させることなく、効率的・効果的な運営が図られた。

また、同時に実施された保育時間の延長などのサービスの拡充については、アンケート調査などから、比較的満足度は高いものであり、今後も利用者ニーズに合わせたさらなる拡充に向けた努力をしていかなければならない。

今回の委託では、直営の指導員において、委託事業への指導・フォローでも大きな役割を果たし、市の学童保育の高い質を維持していく上での貢献も大きかった。

今後も、民間委託所職員と切磋琢磨の関係を保ちつつ、直営所・民間委託所が共存しながら、引き続き、市の学童保育の質の維持向上が求められる。

- (2) 今後の民間委託に当たり、引き続き、市指導員等との連携、委託事業者における職員配置、人材の確保や育成、柔軟な引継ぎ対応及び市・委託事業者・利用者のコミュニケーションの確保が重要となる。

なお、今回の事態を考慮すると、事業者の選定、引継ぎ及び委託後の運営等について、一定の対応が必要である。

- (3) その他、今後に向けた主な課題として、以下のとおり整理する。

ア 委託事業者がその強みを活かして利用者満足度の高いサービスを提供できる環境を市として整備すること。

イ 大規模化への対応及び登録児童数の増による委託金額の変更についての検討

ウ 普通学級に通う障がいのある児童に対する指導員の体制についての検討

6 改善策（再発防止策等）について

改善すべき点を以下のとおり整理することとする。

- (1) 事業者の選定について
 - ア 都内学童保育所の受託経験の重視
 - イ 児童・保護者と今後ともスムーズに委託を進めるために、選定まで必要な期間を確保
- (2) 契約・引継ぎについて
 - ア 現場の職員及び市の担当課並びに事業者の責任者等も含めた仕様書内容の再確認
 - イ 観察時間及び観察日数に対する柔軟な対応の検討
 - ウ 引継ぎを受けた主担当者の不測の事態も考慮し、原則として、同一の複数の職員による対応
- (3) 委託後の運営について
 - ア 市
 - a 利用者アンケート及び保育内容の実地検査の継続実施
 - b 委託所と直営所の交流をこれまで以上に図り、切磋琢磨し、市の学童保育事業の質の維持向上
 - c 現場の職員及び市の担当課の職員が委託所のフォローに入ることも想定した体制の確保
 - イ 事業者
 - a 仕様書にある運営基準等に記載のない事例に対する報告及び確認の徹底
 - b 所内での報告・連絡・相談の徹底と情報の共有ができる組織環境の確保
 - c 利用者とのコミュニケーション確保及び仕組みづくりの構築

資料編

保育内容の評価（民間委託学童保育所）

（単位：所）

項目	チェックポイント	良好	概ね良好	やや不備	不備
準 備	1 施設長は、運営基準・業務マニュアル・緊急対応マニュアル・施設管理マニュアルの内容を把握しており、不明点はすぐに確認できるようにこれらを常備しているか	4			
	2 職員が業務に関して不明な点があった場合は施設長に質問し、指示を仰ぐことができているか	3		1	
	3 施設・諸設備は安全に管理されているか （危険箇所の発見のためにどのようなことをシステム化・習慣化しているか）	4			
	4 施設・諸設備は衛生的に管理されているか	4			
	5 図書・遊具等は安全・衛生的な状態で管理されているか	4			
	6 近隣との協調は良好に図られているか	4			
	7 学校との連携はスムーズに図られているか	4			
	8 その日の保育プログラムに対する準備作業は周到に行われているか	4			
	9 その日の児童の出欠早退予定の状況はあらかじめ把握できているか	4			
	10 「おやつノート」による間食の事前チェック（ダブルチェック）は配食前までに確実にされているか	4			
	11 間食の準備作業は余裕を持って行われているか	3		1	
	12 アレルギー一覧表は見やすい場所に掲示してあるか	2			
	13 毎日の打ち合わせは適切な進行の下、充分に行われ内容が共有化できているか （一日の予定と職員の動き・配置の確認、児童の様子等の情報交換、事務連絡・申し送りなど）	3		1	
	14 事務作業は適切にとりくまれているか （月間計画、おたよりなど）	3			1
	15 職員の勤務シフトは児童との関係を保つ上で一定の連続性があるか	4			
	16 施設設備管理・間食準備・事務作業・打ち合わせといった事前の受け入れ準備は分担等の下、計画的・適切に行われているか	4			
	17 間食費は適正に執行されているか	4			

	項目	チェックポイント	評価			
			良好	概ね良好	やや不備	不備
集 団 保 育 中	18	出欠の確認は確実にしているか	4			
	19	児童へ一日の流れの見通しが立つように予定等の提示をしているか	4			
	20	職員はその日の予定・配置等を把握して保育にあたっているか	4			
	21	各配置の職員は適切に保育しているか (見ているだけでなく、一緒に遊んでいるだけでもなく)	3	1		
	22	自由遊びの内容は適切か	4			
	23	取り組みなどの内容は適切か	3	1		
	24	一日のプログラムは混乱なく、スムーズに進行しているか	3	1		
	25	ケガの際の対応は適切か (応急処置、病院へ連れて行くときの手順の確認、保護者への連絡の 要不要の見極めなど)	4			
	26	体調不良の際の対応は適切か (静養室は整備されているか、寝具等は衛生に管理されているか、保 護者への連絡の要不要の見極めなど)	4			
	27	トラブルの際の対応は適切か (双方や目撃者から事情を聞き把握に努めているか、クールダウンを 要する場合の対応、保護者への連絡の要不要の見極めなど)	3		1	
	28	不測の事態に対し、臨機応変に対応する指示・協力・連絡の体制はあるか	3	1		
	29	職員の指導の下、ある程度の集団の秩序が守られているか	3	1		
	30	障がい児への対応は適切に行われているか (自由遊びの時間、集団の時間など)	3			
	31	職員は児童に寄り添う姿勢がみられるか	4			
	32	職員の言葉遣いは適切か	4			
	33	児童を注意する際の職員の言葉遣いや態度は適切か	4			
	34	間食のとり方は適切か	4			
	35	間食の量や内容は適切か	3		1	
	36	「おやつカード」を使用して誤食の無いように配食しているか	2			
37	生活班は異年齢集団として機能しているか	3	1			

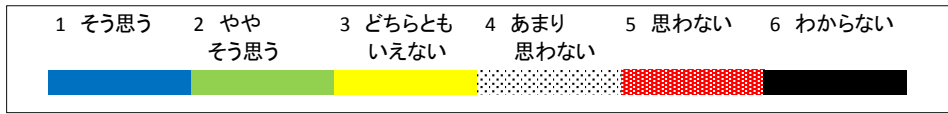
項目	チェックポイント	良好	概ね良好	やや不備	不備
集団降所後	38 集団降所かアフターかの確認は確実にされているか	4			
	39 巡回や引率は適切に行われているか	4			
	40 アフターの保育は適切に行われているか	4			
	41 お迎えに来た保護者への対応は適切か	4			
	42 施設の清掃状況は適切に行われているか	4			
	43 間食の片付けは適切に行われているか	4			
	44 施設点検表により、施錠等が適切になされているか	4			
45 施設管理マニュアルに基づいて退出時には確実に施錠等がされているか	4				
その他	46 保護者からの相談等があった場合は、適切に対応しているか	3		1	
	47 要支援児童などの状況については必要に応じて職員間で共有しているか	4			

※ 該当なし（項目12及び36 2所、項目30 1所）

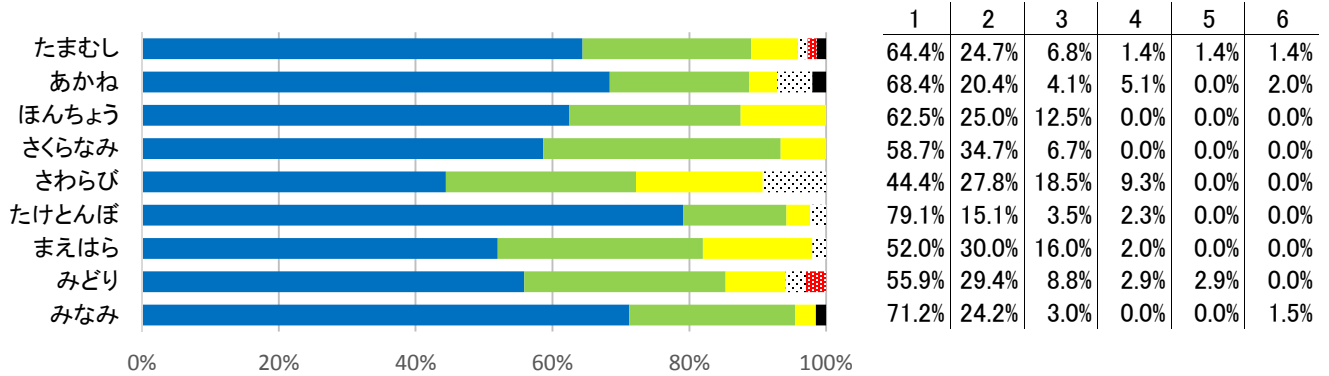
・対象児童数、回収数(学年別)、回収率

学童保育所	児童数 (9/1現在)	回収数					計	回収率
		1年生	2年生	3年生	4年生	未記入		
たまむし	100	28	23	21		1	73	73.0%
あかね	140	44	27	26		1	98	70.0%
ほんちょう	79	19	17	12			48	60.8%
さくらなみ	99	24	31	18		2	75	75.8%
さわらび	83	29	17	8			54	65.1%
たけとんぼ	105	31	24	30	1		86	81.9%
まえはら	85	21	18	10		1	50	58.8%
みどり	70	15	11	8			34	48.6%
みなみ	81	26	24	16			66	81.5%
計	842	237	192	149	1	5	584	69.4%

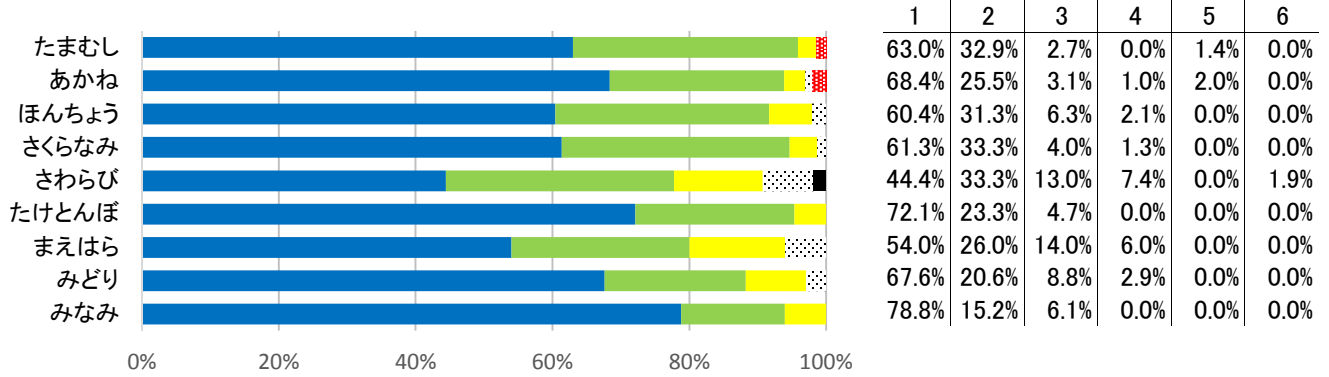
1 お子さんは学童保育所に安心して楽しく通えていると思いますか。



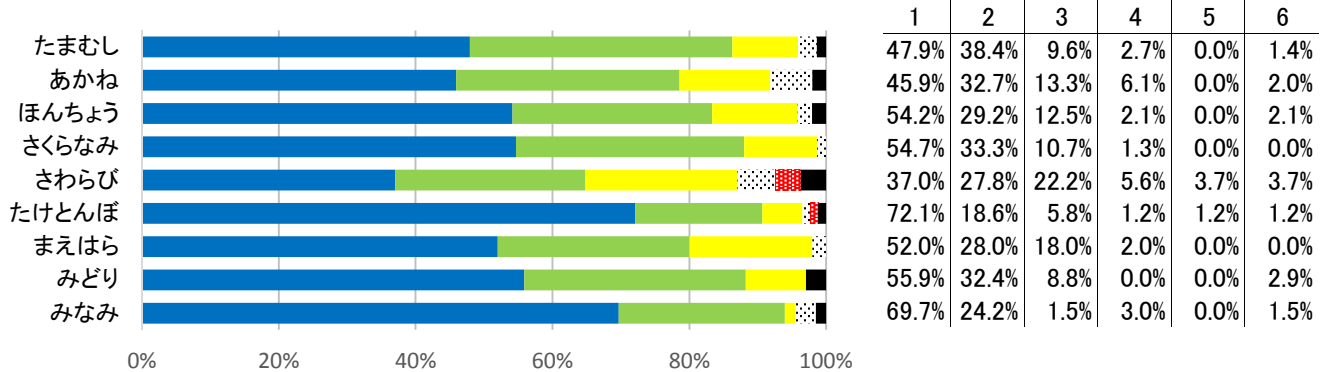
※21番を除く



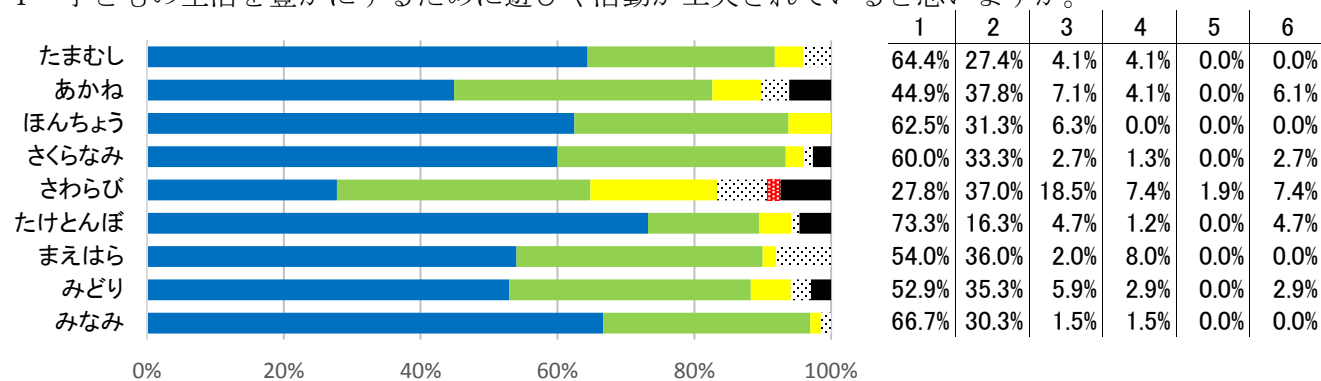
2 保護者は安心して学童保育所に通わせることができていますか。



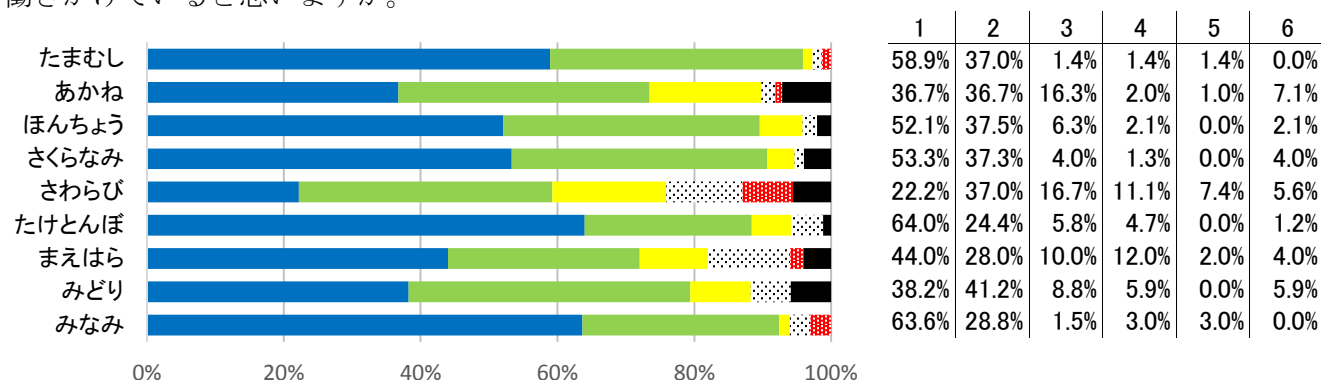
3 異年齢集団の関わり合いの中で心身の成長が支援されていると思いますか。



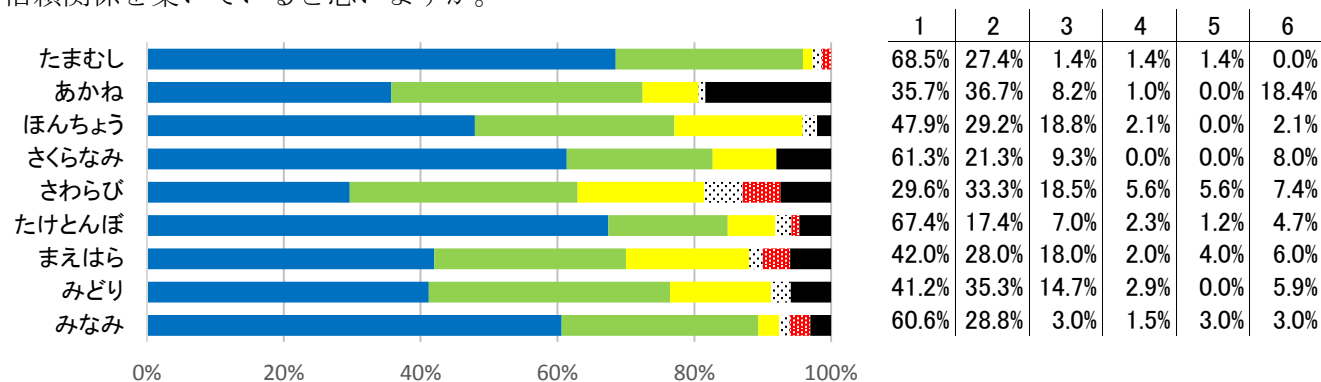
4 子どもの生活を豊かにするために遊びや活動が工夫されていると思いますか。



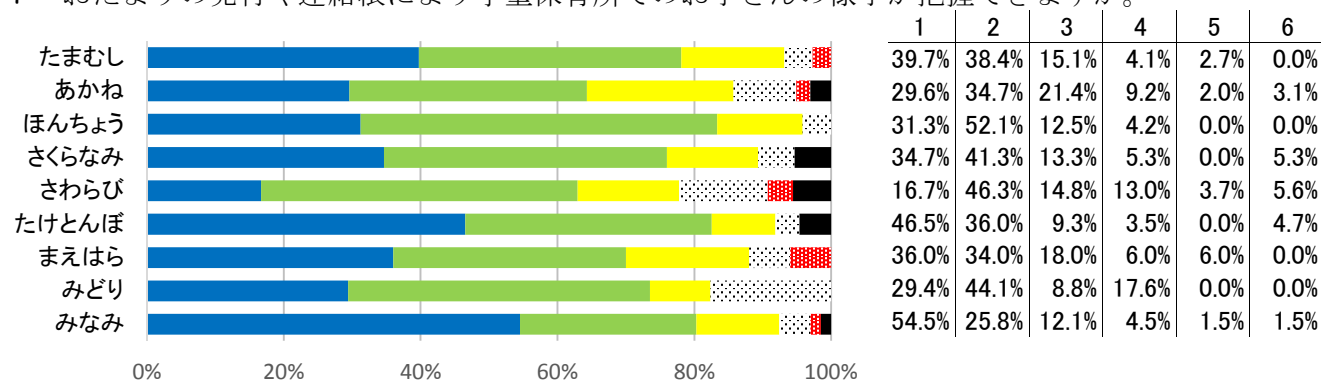
5 指導員は子ども一人ひとりの様子や気持ちを把握し、安全指導も含め、毎日楽しく通えるよう働きかけていると思いますか。



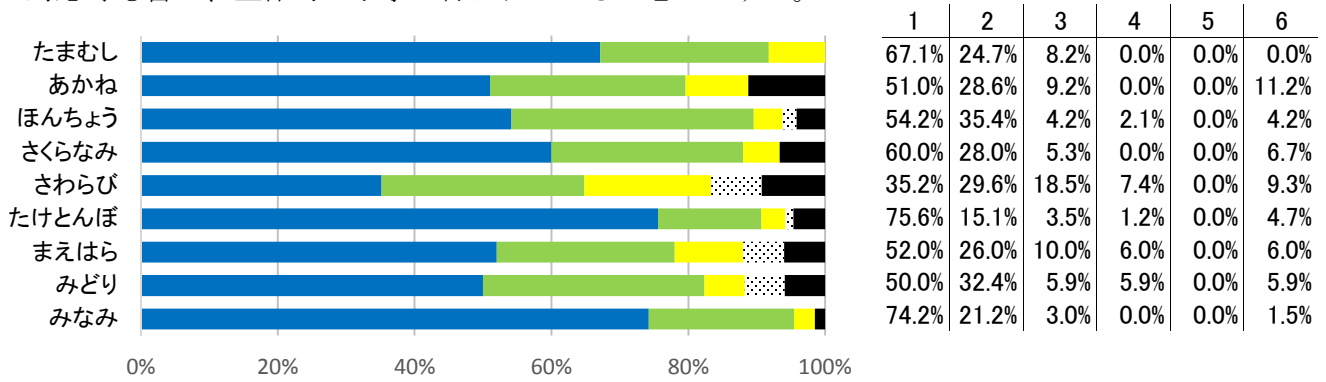
6 保護者またはお子さんが困っていることを指導員に相談をしたとき、指導員は適切に対応し、信頼関係を築いていると思いますか。



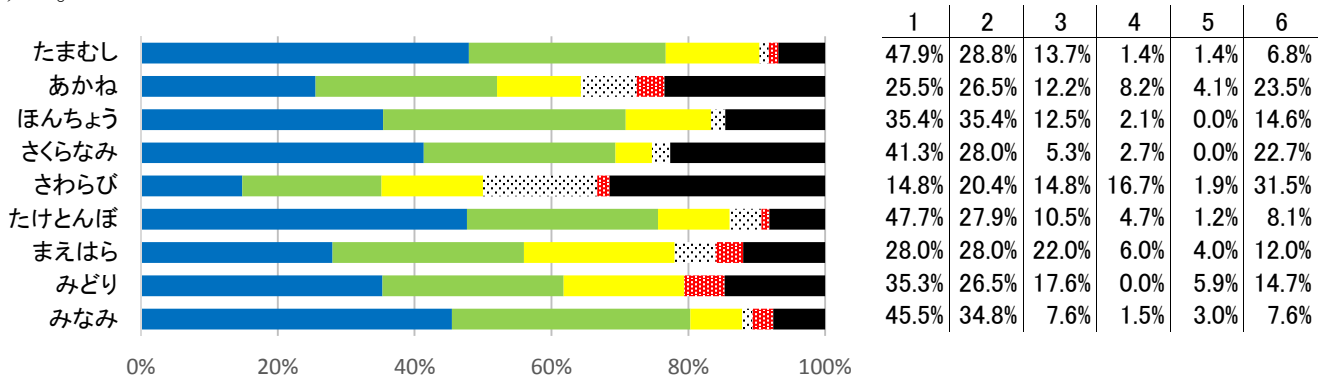
7 おたよりの発行や連絡帳により学童保育所でのお子さんの様子が把握できますか。



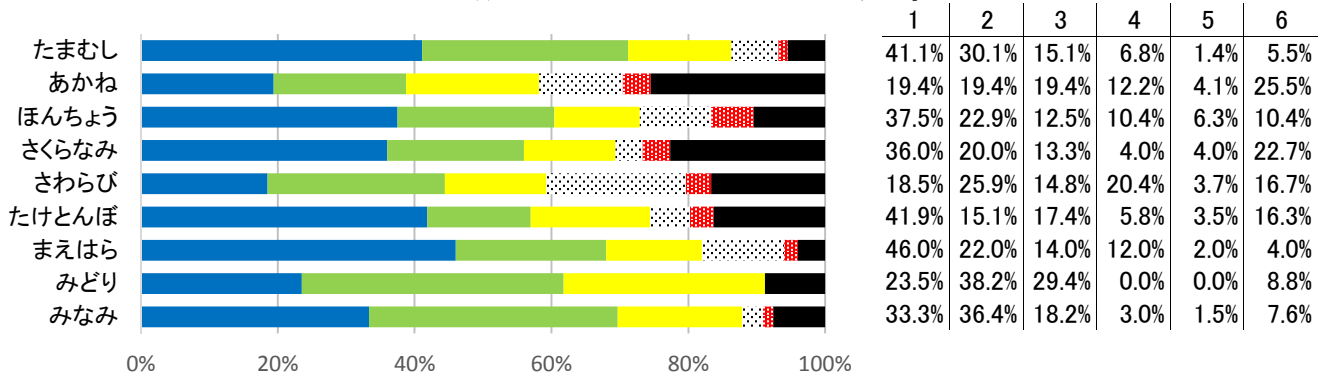
8 入所説明会または保護者会での指導員の説明は、地震等の緊急時の対応や、怪我・体調不良時の対応等も含め、全体的に丁寧に行われていると思いますか。



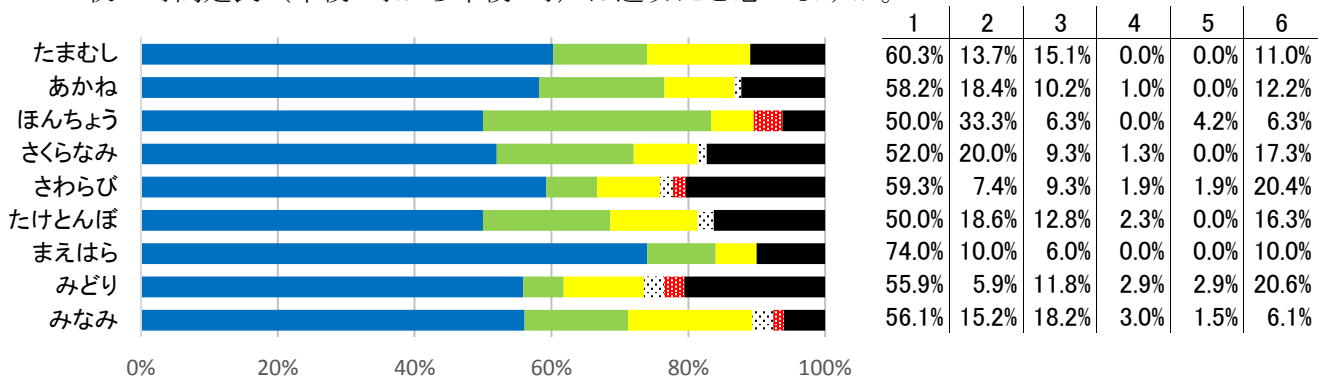
9 お子さんについて知っておいてほしいことを伝えた際、指導員同士で共有されていると思いますか。



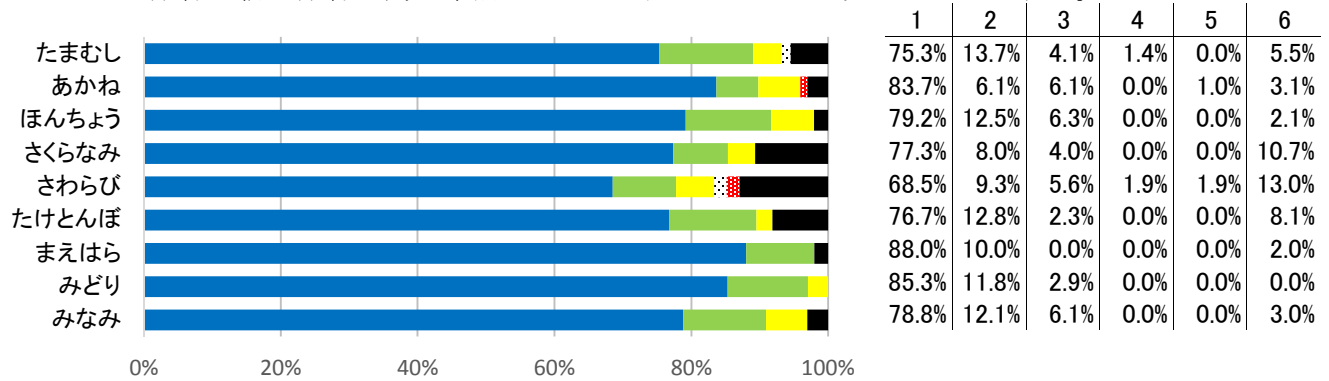
10 おやつはお子さんに適した内容や量になっていると思いますか。



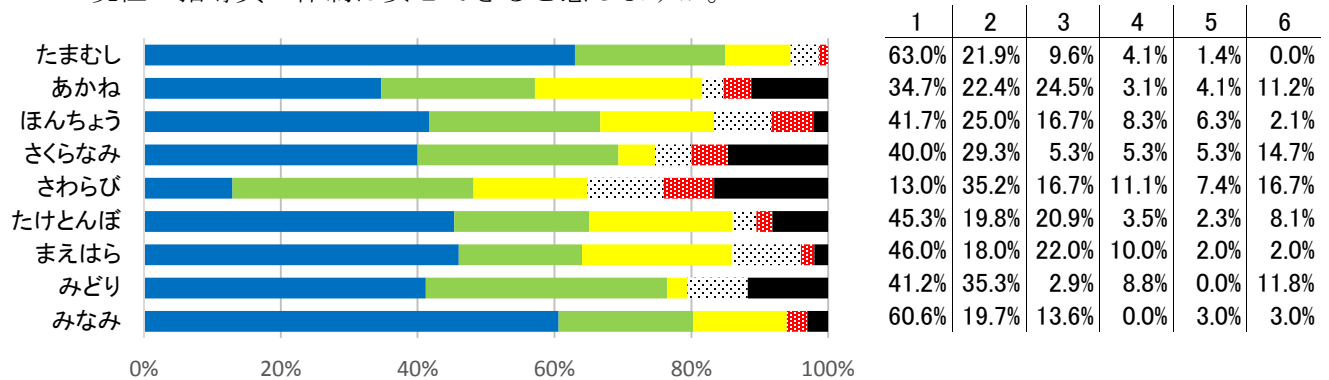
11 夜の時間延長（午後6時から午後7時）は適切だと思いますか。



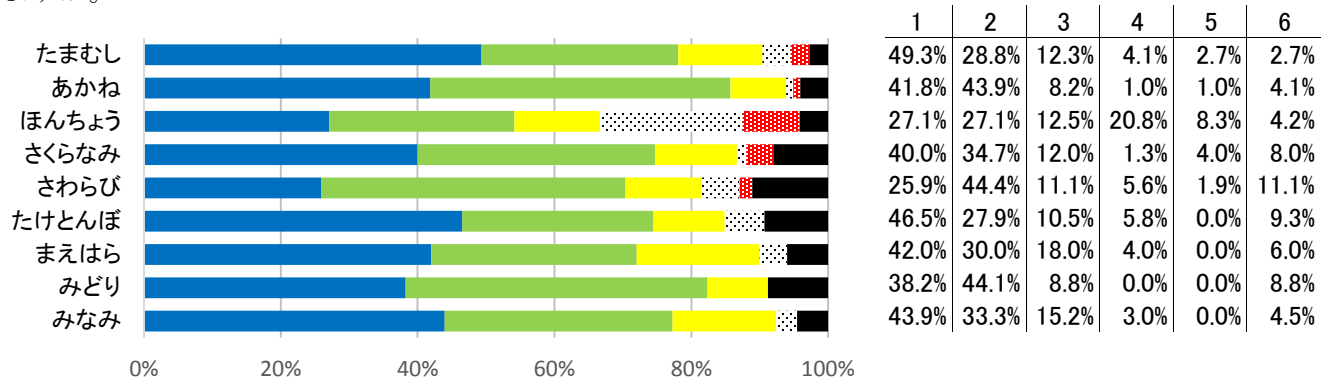
1 2 一日保育の朝の保育時間を午前8時からに早めたことは適切だと思いますか。



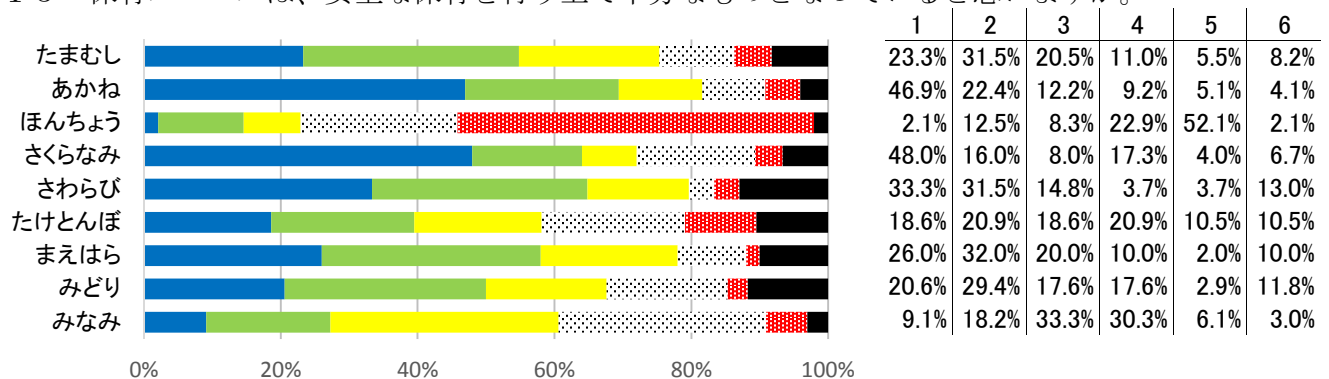
1 3 現在の指導員の体制は安心できると感じますか。



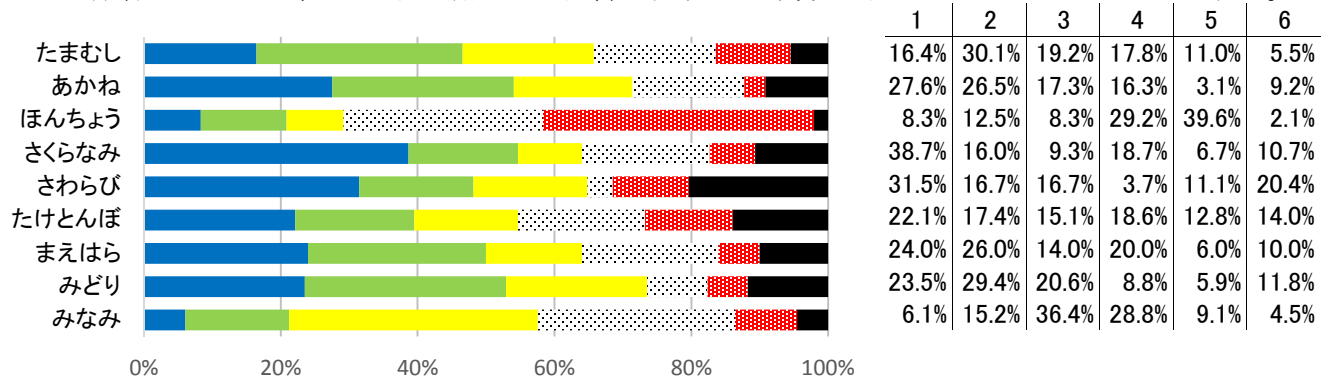
1 4 現在、学童保育所の保育環境は、安全管理・衛生管理を含め、適切に運営されていると感じますか。



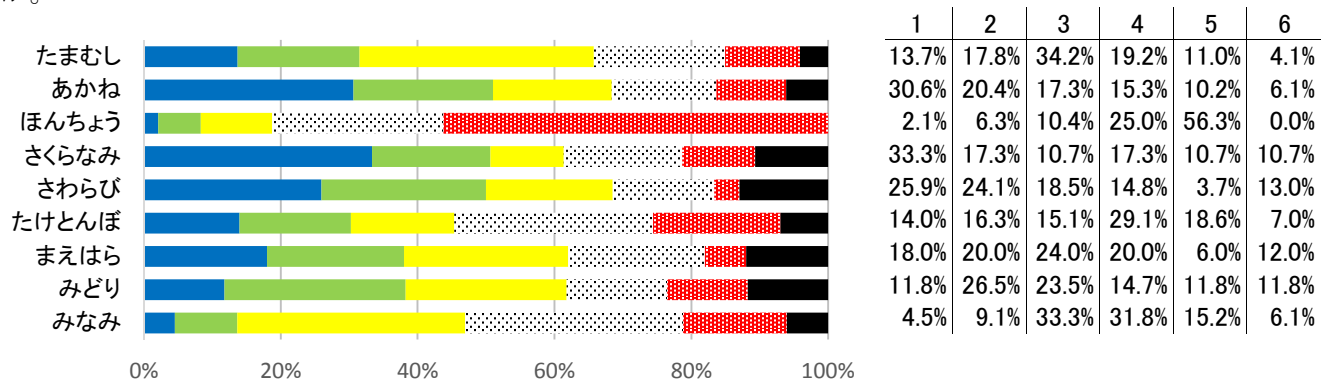
1 5 保育スペースは、安全な保育を行う上で十分なものとなっていると思いますか。



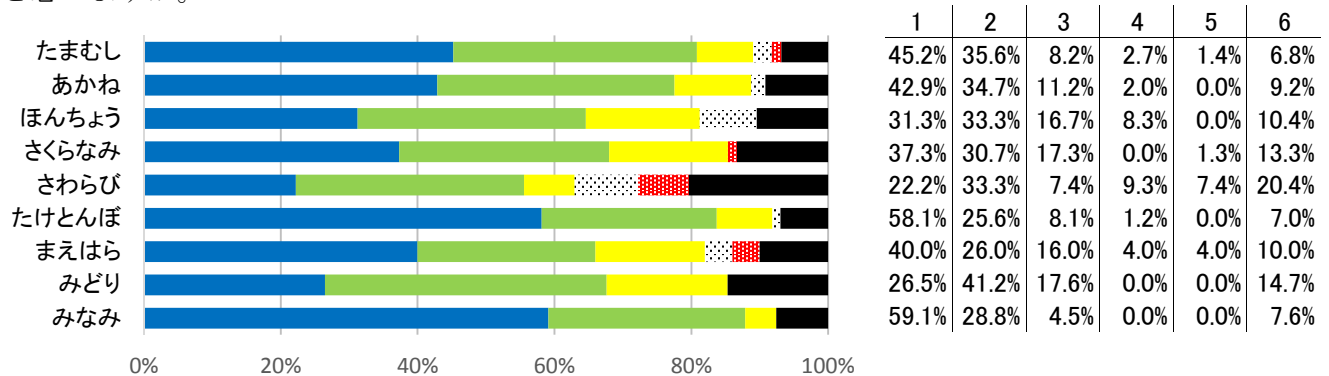
16 保育スペースは、子どもが宿題など自習を行う上で十分なものとなっていると思いますか。



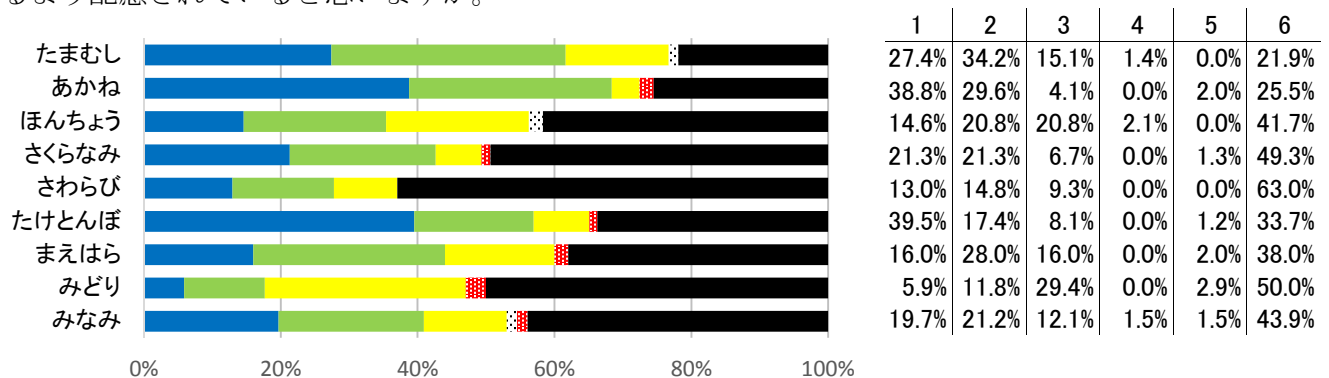
17 保育スペースは、子どもが雨天時に室内遊びを行う上で十分なものとなっていると思いますか。



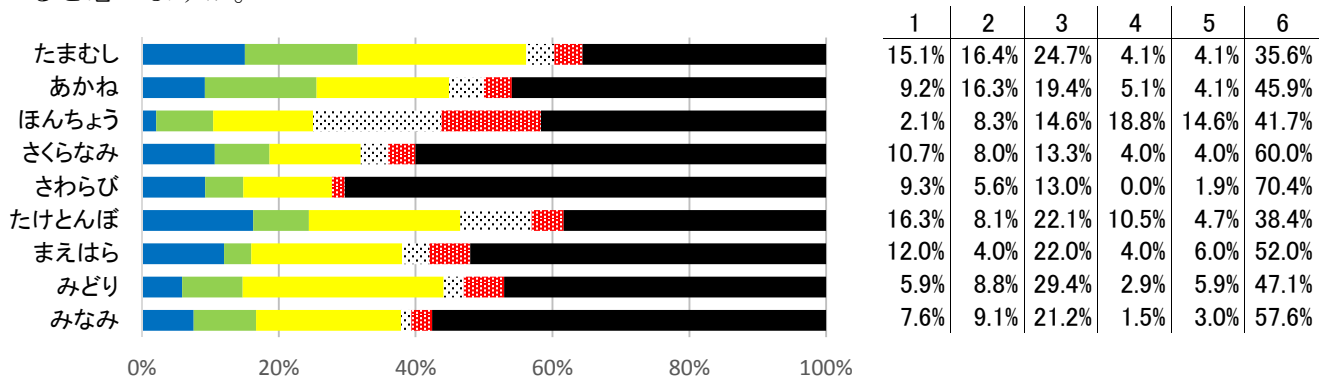
18 父母会と学童保育所との間において、行事など様々な取組を通して連携が密にとられていると思いますか。



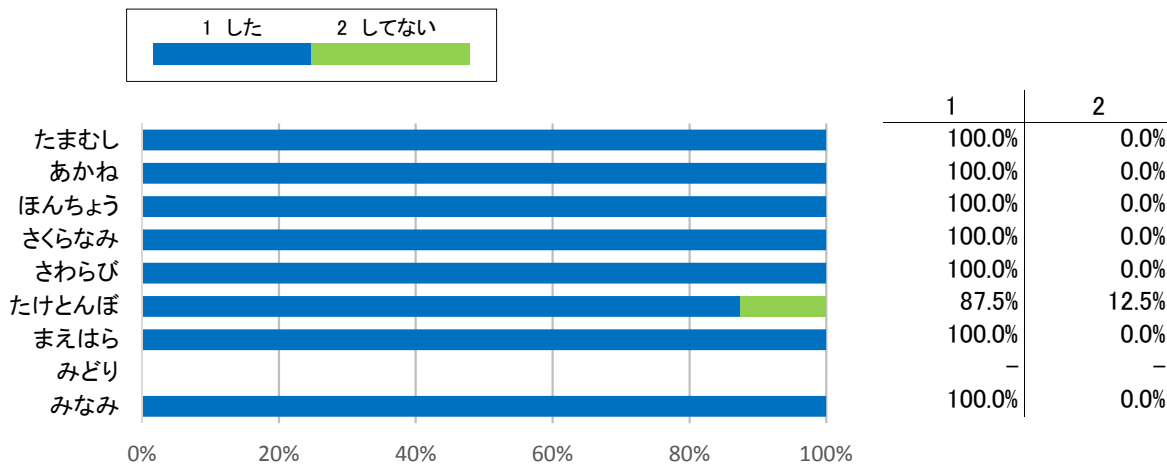
19 障がいのある子どもに適切な支援を行い、子ども同士の係わり合いを大切にした生活を送れるよう配慮されていると思いますか。



20 今年の4月から、障がいのある子どもに対する指導員の追加配置について、特別支援学級・特別支援学校に通う子どものみとすることとしましたが、指導員の体制は安心できるものとなっていると思いますか。

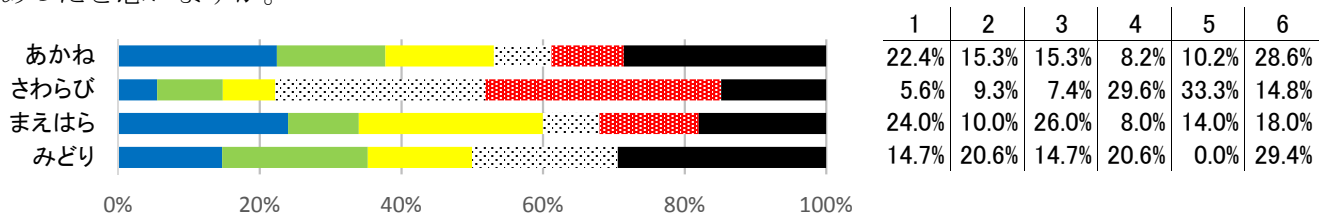


21 障がいのあるお子さんのご家庭にお聞きします。希望する学童保育所に入所しましたか。

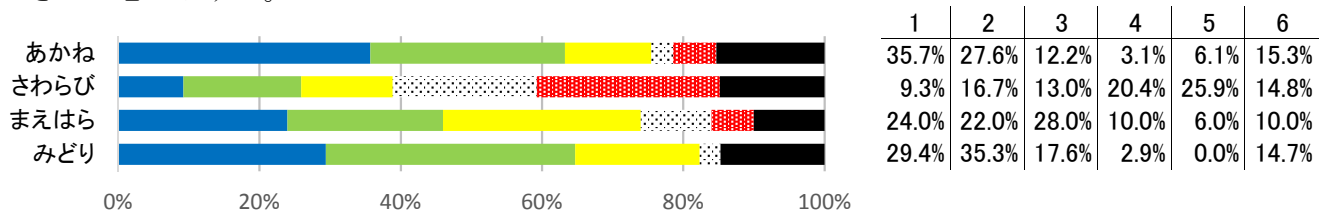


あかね・みどり・さわらび・まえはらの各学童保育所に通われているご家庭にお聞きします。

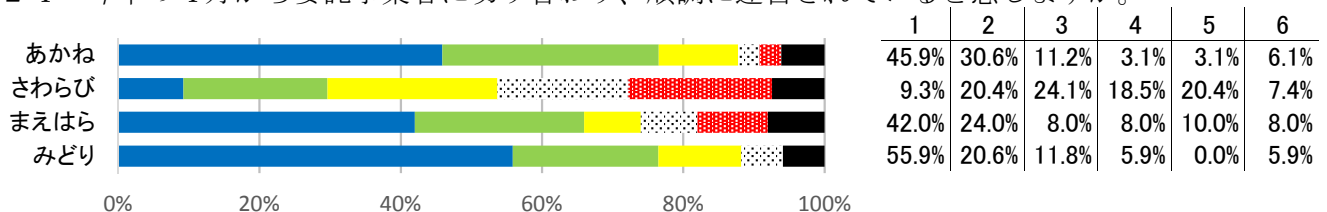
22 運営が市から委託事業者に円滑に切り替わるため、引継ぎ期間の2か月間は十分な期間であったと思いますか。



23 引継ぎが行なわれたことにより、4月からお子さんを安心して学童保育所に通わせることができたと思いますか。



24 今年の4月から委託事業者に切り替わり、順調に運営されていると感じますか。



平成26年度及び27年度の人件費の比較に伴う財政効果

資料3

(単位:人、千円)

26年度

	正規職員 a		非常勤嘱託職員 b		臨時職員 c		人件費計 a+b+c		委託料	都型学童クラブ補助金	延長育成料	補助金等
たまむし	2	16,000	5	12,000	2	2,860	30,860	-	0	-	8,203	
あかね	3	24,000	5	12,000	1	1,430	37,430	-	0	-	11,501	
ほんちょう	2	16,000	2	4,800	2	2,860	23,660	-	0	-	3,946	
さくらなみ	2	16,000	4	9,600	3	4,290	29,890	-	0	-	6,975	
さわらび	2	16,000	3	7,200	2	2,860	26,060	-	0	-	6,466	
たけとんぼ	2	16,000	6	14,400	3	4,290	34,690	-	0	-	8,714	
まえはら	2	16,000	3	7,200	1	1,430	24,630	-	0	-	6,354	
みどり	2	16,000	3	7,200	1	1,430	24,630	-	0	-	6,243	
みなみ	2	16,000	2	4,800	1	1,430	22,230	-	0	-	2,541	
計	19	152,000	33	79,200	16	22,880	A 254,080	-	0	-	B 60,943	

27年度

たまむし	3	24,000	3	7,200	2	2,860	34,060	0	0	396	12,034
あかね		0		0		0	0	67,888	13,645	560	16,335
ほんちょう	2	16,000	2	4,800	2	2,860	23,660	0	0	328	5,922
さくらなみ	3	24,000	3	7,200	3	4,290	35,490	0	0	416	12,895
さわらび		0		0		0	0	30,467	7,406	348	10,394
たけとんぼ	3	24,000	2	4,800	5	7,150	35,950	0	0	86	13,008
まえはら		0		0		0	0	30,460	7,910	178	11,373
みどり		0		0		0	0	-	7,113	290	9,302
みなみ	2	16,000	2	4,800	3	4,290	25,090	0	0	234	5,478
計	13	104,000	12	28,800	15	21,450	C 154,250	D 128,815	E 36,074	F 2,836	G 96,741
増減	△ 6	△ 48,000	△ 21	△ 50,400	△ 1	△ 1,430	△ 99,830	128,815	36,074	2,836	35,798

1.人件費単価:正規職員800万円、非常勤240万円、臨時職員143万円で障がい児及び定員超過による加配を考慮

2.あかねの委託料は、みどりと合算

3.補助金等は、運営費補助及び子育て推進交付金の合算額、都型学童クラブ補助金とともに、予算ベース

A-B	H	193,137
C+D-E-F-G	I	147,414
H-I	J	45,723

平成27年度の委託と直営との比較に伴う財政効果

27年度(全所直営の場合)

(単位:人、千円)

	正規職員 a		非常勤嘱託職員 b		臨時職員 c		人件費計 a+b+c		委託料	都型学童クラブ 補助金
たまむし	3	24,000	3	7,200	2	2,860	34,060	-	0	
あかね	3	24,000	5	12,000	2	2,860	38,860	-	0	
ほんちょう	2	16,000	2	4,800	2	2,860	23,660	-	0	
さくらなみ	3	24,000	3	7,200	3	4,290	35,490	-	0	
さわらび	3	24,000	2	4,800	2	2,860	31,660	-	0	
たけとんぼ	3	24,000	2	4,800	5	7,150	35,950	-	0	
まえはら	3	24,000	2	4,800	2	2,860	31,660	-	0	
みどり	3	24,000	2	4,800	1	1,430	30,230	-	0	
みなみ	2	16,000	2	4,800	3	4,290	25,090	-	0	
計	25	200,000	23	55,200	22	31,460	A 286,660	-	0	

27年度

たまむし	3	24,000	3	7,200	2	2,860	34,060	0	0
あかね		0		0		0	0	67,888	13,645
ほんちょう	2	16,000	2	4,800	2	2,860	23,660	0	0
さくらなみ	3	24,000	3	7,200	3	4,290	35,490	0	0
さわらび		0		0		0	0	30,467	7,406
たけとんぼ	3	24,000	2	4,800	5	7,150	35,950	0	0
まえはら		0		0		0	0	30,460	7,910
みどり		0		0		0	0	-	7,113
みなみ	2	16,000	2	4,800	3	4,290	25,090	0	0
計	13	104,000	12	28,800	15	21,450	B 154,250	C 128,815	D 36,074
増減	△ 12	△ 96,000	△ 11	△ 26,400	△ 7	△ 10,010	△ 132,410	128,815	36,074

1.人件費単価:正規職員800万円、非常勤240万円、臨時職員143万円で障がい児及び定員超過による加配を考慮

2.あかねの委託料は、みどりとの合算

3.都型学童クラブ補助金は、予算ベース

4.委託所の直営の場合の人員配置は、他の2所運営学童保育所を当てはめる(あかねは26年度と同様)

B+C-D	246,991	E
A-E	39,669	F

業務委託実施までのスケジュール

『学童保育業務の総合的な見直しについて』の説明会（6回実施）

平成26年 9月 1日 ～ 9月 7日

- | | | |
|----|---------|----------------------|
| 1 | 募集要項の配布 | 平成26年10月 8日 ～ 10月22日 |
| 2 | 応募の締切 | 平成26年10月22日 |
| 3 | 質問受付 | 平成26年10月31日 |
| 4 | 質問回答 | 平成26年11月 7日 |
| 5 | 第1次選考 | 平成26年11月27日 |
| 6 | 第2次選考 | 平成26年12月19日 |
| 7 | 選考結果通知 | 平成26年12月24日 |
| 8 | 契約締結 | 平成27年 1月19日 |
| 9 | 引継開始 | 平成27年 1月20日 |
| 10 | 委託開始 | 平成27年 4月 1日 |

小金井市学童保育所運営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 学童保育所の運営について総合的に検討するため、小金井市学童保育所運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、検討するものとする。

- (1) 学童保育所の在り方に関する事。
- (2) 業務委託を実施している学童保育所の業務内容に関する事。
- (3) その他学童保育所に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 児童青少年担当部長
- (2) 児童青少年課長
- (3) 学童保育所職員 6人以内
- (4) その他児童青少年担当部長が必要と認める者

2 前項第3号の委員は、市長が任命する。

(委員会の運営)

第4条 委員会に委員長を置き、児童青少年担当部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、及び統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、児童青少年課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、児童青少年課学童保育係が担当する。

- 2 事務局は、委員会の進行状況を把握し、全体調整を行うとともに、記録の作成及び資料収集等に当たる。

(報告)

第6条 委員会は、委員会の会議結果について、市長に報告する。

- 2 市長は、速やかに前項の会議結果を小金井市学童保育所運営協議会に報告し、意見を求めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (略)